

# 監査報告書

令和4年5月20日

社会福祉法人鶴川慶寿会  
理事長 菊池 晃 啓 殿

監事 齊藤 茂

監事 大澤 輝 芳

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

- 1 監査日時 令和4年5月20日（金）10:00～13:45
- 2 監査場所 特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑 癒しの間
- 3 監査対象 法人本部、特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑、高齢者生活交流センターひだまりの里（高齢者共同生活住宅こごみ荘、むかわ町高齢者グループホームふきのとう）
- 4 立会者名 鶴川慶寿会理事長 菊池晃啓、理事・法人本部事務局長・胆振東部鶴川慶寿苑施設長 加藤務、胆振東部鶴川慶寿苑副施設長・高齢者共同生活住宅こごみ荘管理者 野宮誠、胆振東部鶴川慶寿苑総務主幹 鶴学、胆振東部鶴川慶寿苑総務会計主幹 光成致典、胆振東部鶴川慶寿苑業務主任 日野雄太

## 5 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告書及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討しました。

また、利用者預り金の管理状況、利用者及び待機者の状況、人財確保の状況について検討しました。

## 6 監事の意見

### (1) 事業報告書の監査結果

①事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支、純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。ただし、当期活動増減差額がマイナスとなっており、収益より費用が多いことから、利用実績を上げて収益の増加を図ることが不可欠です。

### (3) 利用者預り金の監査結果

出納状況、証憑、通帳の調査を行い、適正に管理されているものと認めます。

### (4) 利用者及び待機者の状況

利用実績が当初予算の目標と乖離していることが大幅な収入減を招いています。新型コロナウイルス感染症防止の観点もありますが、待機者の早期入所への対応と更なる待機者確保及び短期入所の実績を上げることが必要です。

### (5) 人財確保の状況

職員の退職者も少なく、年間を通して現状維持することができています。新年度2名の採用も決まっており、人材紹介会社よりも職員からの紹介等を活用しながら、職員不足にならないようにしてください。

以上